

目次

第二編 逐条解説編

第一章 概説……………三二

第二章 逐条解説……………一〇一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年二月二五日法律第一三七号）……………一〇一

第一章 総則（第一条—第五条の三）……………一〇二

第一条（目的）……………一〇二

第二条（定義）……………一三五

第二条の二（国内の処理等の原則）……………一三六

第二条の三（国民の責務）……………一〇一

第三条（事業者の責務）……………一〇三

第四条（国及び地方公共団体の責務）……………一〇六

第五条 (清潔の保持)	三三九
第五条の二 (廃棄物減量等推進審議会)	三四三
第五条の三 (廃棄物減量等推進員)	三四五
第二章 一般廃棄物 (第六条―第九条の六)	五〇一
第一節 一般廃棄物の処理 (第六条―第六条の三)	五〇一
第六条 (一般廃棄物処理計画)	五〇一
第六条の二 (市町村の処理等)	五三一
第六条の三 (事業者の協力)	五六一
第二節 一般廃棄物処理業 (第七条―第七条の四)	六〇一
第七条 (一般廃棄物処理業)	六〇一
第七条の二 (変更の許可等)	六三二
第七条の三 (許可の取消し等)	六三四
第七条の四 (名義貸しの禁止)	六八三
第三節 一般廃棄物処理施設 (第八条―第九条の五)	六八四
第八条 (一般廃棄物処理施設の許可)	六八四
第八条の二 (許可の基準等)	六九六
第八条の三 (一般廃棄物処理施設の維持管理)	七二一

第八條の四	(記録及び閲覧)	七三三
第八條の五	(維持管理積立金)	七三九
第八條の六	(環境事業団の業務の特例)	七四九
第九條	(変更の許可等)	七五一
第九條の二	(許可の取消し等)	七八七
第九條の三	(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)	七八九
第九條の四	(周辺地域への配慮)	八〇一
第九條の五	(一般廃棄物処理施設の承継)	八〇二
第四節	一般廃棄物の再生利用に係る特例 (第九條の五の二)	八〇五
第九條の五の二		八〇五
第五節	一般廃棄物の輸出 (第九條の六)	八二三
第九條の六	(輸出の確認)	八二三
第三章	産業廃棄物 (第十條―第十五條の四の四)	一〇〇一
第一節	産業廃棄物の処理 (第十條―第十三條)	一〇〇一
第十條	(事業者及び地方公共団体の処理)	一〇〇一
第十一條	(産業廃棄物処理計画)	一〇〇三
第十二條	(事業者の処理)	一〇三三

第十二条の二 (事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理) 一〇一

第十二条の三 (産業廃棄物管理票) 一〇一

第十二条の四 (電子情報処理組織の使用) 一一二

第十二条の五 (勧告) 一二二

第十三条 (地方公共団体の処理) 一二三

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター(第十三条の二—第十三条の十六) 一二三

第十三条の十六) 一二三

第一款 情報処理センター (第十三条の二—第十三条の十一) 一二三

第十三条の二 (指定) 一二三

第十三条の三 (業務) 一二三

第十三条の四 (業務規程) 一二四

第十三条の五 (事業計画等) 一二五

第十三条の六 (業務の休廃止) 一二八

第十三条の七 (秘密保持義務) 一二八

第十三条の八 (帳簿) 一二九

第十三条の九 (報告及び立入検査) 一三〇

第十三条の十 (監督命令) 一三四

第十三条の十一 (指定の取消し等) 一三四

第二款	産業廃棄物適正処理推進センター (第十三条の十二―第十三条の十六)	一四二
第十三条の十二	(指定)	一四二
第十三条の十三	(業務)	一四四
第十三条の十四	(産業廃棄物処理業の許可等の特例)	一四六
第十三条の十五	(基金)	一四七
第十三条の十六	(準用)	一四九
第三節	産業廃棄物処理業 (第十四条―第十四条の三の二)	一五一
第十四条	(産業廃棄物処理業)	一五一
第十四条の二	(変更の許可等)	一三一
第十四条の三	(準用)	一三一
第十四条の三の二	(名義貸しの禁止)	一三六
第四節	特別管理産業廃棄物処理業 (第十四条の四―第十四条の七)	一三五
第十四条の四	(特別管理産業廃棄物処理業)	一三五
第十四条の五	(変更の許可等)	一三八
第十四条の六	(許可の取消し等)	一三八
第十四条の七	(名義貸しの禁止)	一三八七
第五節	産業廃棄物処理施設 (第十五条―第十五条の四)	一四三
第十五条	(産業廃棄物処理施設)	一四三

第十五条の二（許可の基準等）	一四四一
第十五条の二の二（産業廃棄物処理施設の維持管理）	一四五二
第十五条の二の三（準用）	一四六二
第十五条の二の四（変更の許可等）	一四七二
第十五条の三（許可の取消し等）	一四七二
第十五条の四（準用）	一四七三
第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例（第十五条の四の二）	一四八三
第十五条の四の二	一四八三
第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出（第十五条の四の三―第十五条の四の五）	一五〇一
第十五条の四の三（輸入の許可）	一五〇一
第十五条の四の四（国外廃棄物を輸入した者の特例）	一五〇七
第十五条の四の五（準用）	一五〇七
第三章の二 廃棄物処理センター（第十五条の五―第十五条の十六）	一七〇一
第十五条の五（指定）	一七〇一
第十五条の六（業務）	一七〇五
第十五条の七（基金）	一七〇八
第十五条の八（事業計画等）	一七五一

第十五条の九 (区分経理)	一七五四
第十五条の十 (料金)	一七五七
第十五条の十一 (補助金の交付等)	一七五九
第十五条の十二 (財産の処分等)	一八一
第十五条の十三 (報告及び検査)	一八二二
第十五条の十四 (監督命令)	一八二三
第十五条の十五 (指定の取消し等)	一八二四
第十五条の十六 (権限の委任)	一八二五
第四章 雑則 (第十六条—第二十四条の三)	二〇〇一
第十六条 (投棄禁止)	二〇〇一
第十七条 (ふん尿の使用方法的制限)	二〇〇三
第十八条 (報告の徴収)	二〇三五
第十九条 (立入検査)	二一〇一
第十九条の二 (製品等に係る措置)	二一〇七
第十九条の三 (改善命令)	二一〇八
第十九条の四 (措置命令)	二一三九
第十九条の五 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)	二一四五

第十九条の六 (適正処理推進センターの協力)	二二四八
第十九条の七 (届出台帳の調製等)	二二五一
第二十条 (環境衛生指導員)	二二八一
第二十条の二 (廃棄物再生事業者)	二二八三
第二十一条 (技術管理者)	二二九二
第二十二条 (国庫補助)	二二二七
第二十三条 (特別な助成)	二二五九
第二十三条の二 (情報交換の促進等)	二二六〇
第二十三条の三 (特別区に関する特例)	二二六一
第二十四条 (再審査請求)	二二六四
第二十四条の二 (手数料)	二二六五
第二十四条の三 (経過措置)	二二六六
第五章 罰則 (第二十五条―第三十一条)	二四〇一
第二十五条	二四〇九
第二十六条	二四一三
第二十六条の二	二四四二
第二十七条	二四四二

第二十八条	二四四三
第二十九条	二四四四
第二十九条の二	二四五一
第三十条	二四五二
第三十一条	二四五四
附則	二五五一

目次

第三編 資料編

○今後の廃棄物対策の在り方について（答申）……………	八六三—
○廃棄物関連ビジネスの育成に関する調査研究報告書……………	八六五—
○ごみの減量化・再生利用対策の推進について……………	八七三—
○特別管理廃棄物の基本的考え方（報告書）……………	八七五—
○経済的手法の活用による廃棄物減量化研究会報告書……………	八七七—
○産業廃棄物の排出及び処理状況について……………	八八一—
○廃棄物の減量化・再生利用の推進等について……………	八八三—
○単独処理浄化槽の廃止に向けて……………	八八七—
○生活環境審議会産業廃棄物専門委員会報告書について……………	八九〇—

○生活環境審議会廃棄物処理部会の報告の概要……………	八九三七
○ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会中間報告……………	八九四—
○ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインについて……………	九〇〇—
○廃棄物処理におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアル……………	九〇二—
○廃棄物処理施設整備計画について……………	九〇三—
○廃棄物処理基準等専門委員会の報告について……………	九一〇—
○一般廃棄物最終処分場等の周辺における環境汚染の防止について……………	九一〇五